

学校保健安全法における取り扱い

学校保健安全法施行規則18条、19条(平成27年1月21日施行)

第2種の感染症に定められており、

特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで出席停止とされている。ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるときは、この限りでない。

また、以下の場合も出席停止期間となる。

- ・患者のある家に居住する者又はかかっている疑いがある者については、予防処置の施行その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- ・発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間
- ・流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間

(IASR : <https://www.niid.go.jp/niid/ja/encyclopedia/392-encyclopedia/477-pertussis.html>)

学校への対応について

岡山市教育委員会から公立学校に配布されている、学校感染症の手引き（令和5年8月改訂）には、

『「百日咳」については、児童生徒・教職員から感染報告があれば、すみやかに保健所へ連絡し、感染症予防対策など対応方法について相談すること。』

と記載。

➔ 保健所へ連絡あれば、以下のことを学校へ指導

- ・有症状者への早期に医療機関受診すること、受診時に医師へ「学校で百日咳と診断された人がいる」ことを周知するよう指導

百日咳に注意しましょう！

子どもでも大人でも感染が増えています。
学校や職場などの集団や、家族内で感染が広がることが多いです。



特有の症状は？

けいれん性の咳発作

- ・ 短い連続的な咳
- ・ 息を吸う際のヒューという笛音
- ・ 咳込みによる嘔吐 など

約2週間
続いた後

初めは

風邪のような症状。

鼻水・くしゃみ・
咳・微熱 など

乳児は要注意！

1歳未満の乳児（特に生後6か月未満）では無呼吸発作などをおこし重症化することもあります。

治療には抗菌薬！

抗菌薬をのむことが必要です。
なるべく早期に飲み始めることが有効です。

- ・ 長びく咳や特有の咳症状（上記）が出ている場合には、医療機関を受診しましょう。
- ・ 百日咳の患者が身近にいる場合（同じ学校・職場、家族など）は、その旨を医師に伝えましょう。
- ・ 咳エチケットを守りましょう。

岡山市保健所 令和元年8月作成